

「多重債務問題改善プログラムの実施状況について」に関する報告

平成 20 年 6 月 10 日

多重債務者対策本部有識者会議

深刻化する多重債務問題を解決するため、貸し手への規制強化として平成 18 年 12 月に貸付けの上限金利の引下げ、貸付残高の総量規制の導入等を柱とする貸金業法改正を行い、平成 19 年 4 月には「借り手対策」として以下の 4 つの施策を柱とする「多重債務問題改善プログラム」が取りまとめられた。

1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化
2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供
3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化
4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

本プログラムでは、各年度毎に各施策の進捗状況をフォローアップすることが定められており、第 7 回多重債務者対策本部有識者会議（平成 20 年 5 月 13 日）において、これらの施策の進捗状況について別添に基づき議論を行った。有識者会議では、総じて施策の着実な進展が見られるとの評価で一致したが、以下のような意見も示された。今後の政策展開に当たり、国、地方自治体及び関係団体においてこれらの意見に留意した更なる対応を求めたい。

また、今後の施策の進捗状況をフォローアップしていくに当たり、関係者において、各施策がどの程度の債務者に届き、どのような成果が上がっているかを定量的に評価できるよう、工夫に努めることを期待したい。

1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化

- ・相談窓口の整備は着実に進展しているが、自治体により対応にばらつきが見られる。例えば、積極的に取り組んでいる自治体や相談員等を表彰するなど自治体の自主的な取り組みを推進する方策を検討するべきではないか。
- ・自らの借金の深刻さに気づいていない債務者等を相談窓口へ誘導するため、広告媒体等を工夫した効果的な広報を実施していくべきではないか。
- ・財務（支）局等における相談窓口へ、例えば、自治体の相談業務のバックアップ機能を求めるなど、全体として相談窓口がより有効に機能するよう努めるべきではないか。

- ・債務整理を担当する弁護士や司法書士には、債務者に債務整理を行った場合の借りられなくなるリスクを説明し、債務整理後に家計管理指導の実施主体に誘導するなどのフォローが求められるのではないか。また、相談にあたって、処理方法、報酬等に差が生じ債務者が不公平感を感じることをならないよう努めるべきではないか。
- ・相談窓口において多重債務相談にあたる相談員の待遇を改善していく必要があるのではないか。

2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

- ・信用生協を活用した岩手モデルに類似した取組みが徐々に広がっているが、こうした取組みの更なる普及が期待される。
- ・生活保護、生活福祉資金貸付及び政策金融機関による融資等既存の公的セーフティネットについて、これらが有効に活用されるよう、制度の周知や適切な運用の確保等に一層努めていくべきではないか。
- ・セーフティネット貸付けの充実に向けて、労働金庫、信用金庫及び信用組合といった民間金融機関の取組みも期待される。

3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化

- ・学校教育現場等における金融経済教育に関する取組みについて、目に見える形で取り上げ周知することが必要ではないか。

4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

- ・携帯電話の不正利用、インターネットの活用等の手口の多様化に留意しつつ、ヤミ金根絶に向けた一層の取組みが求められるのではないか。

5. その他

- ・多重債務問題と自殺問題は関連があるので、それぞれの対策間で連携することが必要ではないか。
- ・多重債務者対策については、市場メカニズムや信用制度の健全性の維持と、借りられない人に対するきめの細かい対応のバランスを確保していくことが重要であり、行政や社会の負担が過度にならないよう留意することが必要ではないか。